

令和5年2月2日提出

令和4年度第3回

小金井市土地開発公社評議員会議案

令和4年度第3回小金井市土地開発公社

評 議 員 会

令和5年2月2日(木)

午後2時開会

議事日程

1	諮問第8号	令和5年度小金井市土地開発公社事業計画について
2	諮問第9号	令和5年度小金井市土地開発公社収入支出予算について
3	諮問第10号	令和5年度小金井市土地開発公社資金計画について
4	諮問第11号	小金井市土地開発公社公印規程の一部を改正する規程について

諮問第8号

令和5年度小金井市土地開発公社事業計画

令和5年度小金井市土地開発公社事業計画について、定款第21条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

令和5年2月2日

小金井市土地開発公社

理事長職務代行者 若 藤 実

令和5年度小金井市土地開発公社
事業計画

1 用地取得事業

事業名	面積 (㎡)	事業費 (千円)
取得予定なし	0.00	0

2 用地売却事業

事業名	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	44.76	93,426

小金井市全図

小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地



凡例

市界	———
町界	— · — · —
消防署	Y
交番	X
学校	△
神社	▽
寺院	⊕
郵便局	⊙
工場	⊗
変電所	⊕
鉄道	———
河川	~~~~~
道路	———

諮問第9号

令和5年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和5年度小金井市土地開発公社収入支出予算について、定款第21条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

令和5年2月2日

小金井市土地開発公社

理事長職務代行者 若 藤 実

令和5年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和5年度小金井市土地開発公社の収入支出予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ101,012千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 収入支出予算」による。

(短期借入金)

第2条 短期借入金の限度額は、0円と定める。

別表 収入支出予算

(収入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業収益		93,426	118,036	△ 24,610
	1 公有地取得事業収益	93,426	118,036	△ 24,610
2 借入金		0	0	0
	1 借入金	0	0	0
3 事業外収益		7,586	14,449	△ 6,863
	1 受取利息	2	2	0
	2 雑収益	7,584	14,447	△ 6,863
収入合計		101,012	132,485	△ 31,473

(支出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業費		0	0	0
	1 公有地取得事業費	0	0	0
2 販売費及び一般管理費		6,887	11,534	△ 4,647
	1 販売費及び一般管理費	6,887	11,534	△ 4,647
3 償還金		92,068	78,799	13,269
	1 借入金償還金	92,068	78,799	13,269
4 事業外費用		2,056	3,322	△ 1,266
	1 支払利息	2,054	3,320	△ 1,266
	2 積立金	2	2	0
5 補償費		0	0	0
	1 補償費	0	0	0
6 特別損失		0	38,829	△ 38,829
	1 その他の特別損失	0	38,829	△ 38,829
7 予備費		1	1	0
	1 予備費	1	1	0
支出合計		101,012	132,485	△ 31,473

収入支出予算明細書

(収入)

款	項	目	節	本年度予算額	
1 事業収益				93,426	
	1 公有地取得事業 収益			93,426	
		1 公有用地売却 収益			93,426
				1 公有用地売却収益	93,426
2 借入金				0	
	1 借入金			0	
		1 借入金			0
				1 長期借入金	0
				2 短期借入金	0
3 事業外収益				7,586	
	1 受取利息			2	
		1 受取利息			2
				1 受取利息	2
	2 雑収益				7,584
		1 雑収益			7,584
				1 雑収益	7,584
収入合計				101,012	

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
118,036	△ 24,610	(売却収益事業)
118,036	△ 24,610	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
118,036	△ 24,610	
118,036	△ 24,610	
0	0	(借入対象事業)
0	0	令和5年度取得予定なし
0	0	
0	0	
0	0	
14,449	△ 6,863	定期預金等受取利息
2	0	
2	0	
2	0	
14,447	△ 6,863	小金井市事務事業費補助金等
14,447	△ 6,863	
14,447	△ 6,863	
132,485	△ 31,473	

(支出)

款	項	目	節	本年度予算額
1 事業費				0
	1 公有地取得 事業費			0
		1 公有用地取得 事業費		0
			1 公有用地取得事業費	0
2 販売費及び 一般管理費				6,887
	1 販売費及び 一般管理費			6,887
		1 販売費及び 一般管理費		6,887
			1 報酬	480
			2 需用費	58
			3 役務費	701
			4 委託料	5,141
			5 使用料及び賃借料	432
			6 負担金、補助及び交付金	5
			7 公租公課	70
3 償還金				92,068
	1 借入金償還金			92,068
		1 借入金償還金		92,068
			1 借入元金	92,068

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
0	0	(取得対象事業)
0	0	令和5年度取得予定なし
0	0	
0	0	
11,534	△ 4,647	
11,534	△ 4,647	
11,534	△ 4,647	
480	0	評議員会評議員報酬
60	△ 2	消耗品費(事務用品)
913	△ 212	不動産鑑定手数料、切手代、振込手数料等
9,574	△ 4,433	物件調査委託料、仮杭設置委託料
432	0	パーソナルコンピュータ借上料、会計システム借上料等
5	0	東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金
70	0	法人都民税、法人市民税
78,799	13,269	(元金償還対象事業)
78,799	13,269	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
78,799	13,269	
78,799	13,269	

款	項	目	節	本年度予算額
4 事業外費用				2,056
	1 支払利息			2,054
		1 支払利息		2,054
			1 支払利息	2,054
	2 積立金			2
		1 積立金		2
1 積立金			2	
5 補償費				0
	1 補償費			0
		1 補償費		0
			1 補償費	0
6 特別損失				0
	1 その他の特別 損失			0
		1 寄附金		0
			1 寄附金	0
7 予備費				1
	1 予備費			1
		1 予備費		1
			1 予備費	1
支 出 合 計				101,012

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
3,322	△ 1,266	(支払利息対象事業)
3,320	△ 1,266	<財源 売却収益>
3,320	△ 1,266	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
3,320	△ 1,266	<財源 利子補給金>
2	0	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
2	0	
2	0	(受取利息)
		普通預金及び定期預金
0	0	(補償対象事業)
0	0	令和5年度取得予定なし
0	0	
0	0	
38,829	△ 38,829	
38,829	△ 38,829	
38,829	△ 38,829	
38,829	△ 38,829	
1	0	
1	0	
1	0	
1	0	
132,485	△ 31,473	

諮問第10号

令和5年度小金井市土地開発公社資金計画

令和5年度小金井市土地開発公社資金計画について、定款第21条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

令和5年2月2日

小金井市土地開発公社

理事長職務代行者 若 藤 実

令和5年度小金井市
土地開発公社資金計画

受入資金 (単位:千円)

区 分	金 額
1 事業収益	93,426
2 借入金	0
3 事業外収益	7,586
合 計	101,012

支払資金 (単位:千円)

区 分	金 額
1 事業費	0
2 販売費及び一般管理費	6,887
3 償還金	92,068
4 事業外費用	2,056
5 補償費	0
6 特別損失	0
7 予備費	1
合 計	101,012

差 引	0
-----	---

諮問第11号

小金井市土地開発公社公印規程の一部を改正する規程について

小金井市土地開発公社公印規程の一部を改正する規程について、定款第21条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

令和5年2月2日提出

小金井市土地開発公社

理事長職務代行者 若 藤 実

小金井市土地開発公社公印規程の一部を改正する規程

小金井市土地開発公社公印規程（平成8年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（公印の使用）

- 第7条 公印を使用するときは、文書管理システム（小金井市文書管理規程（平成16年規程第3号）第2条第5号に規定する文書管理システムをいう。）により公印の使用の申請を行い、押印しようとする文書等を添え、管守者の審査を受け、承認を得た後、押印しなければならない。
- 2 前項に規定する審査は、文書管理システムによる照合によって行うものとし、審査を行った者は、それが適当と認めたときは、文書管理システムにより公印の使用の承認を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、小金井市文書管理規程第17条第2項の書面起案方式による場合又は文書管理システムによらず事案を処理する場合は、押印しようとする文書等に決裁済みの原議書を添えて、管守者に提示し、審査を受け、承認を得なければならない。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

諮問第11号資料

小金井市土地開発公社公印規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備考
<p>(公印の使用)</p> <p><u>第7条</u> 公印を使用するときは、<u>文書管理システム(小金井市文書管理規程(平成16年規程第3号)第2条第5号に規定する文書管理システムをいう。)</u>により公印の使用の申請を行い、<u>押印しようとする文書等を添え、管守者の審査を受け、承認を得た後、押印しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 前項に規定する審査は、<u>文書管理システムによる照合によって行うものとし、審査を行った者は、それが適当と認めたときは、文書管理システムにより公印の使用の承認を行うものとする。</u></p> <p><u>3</u> 前2項の規定にかかわらず、<u>小金井市文書管理規程第17条第2項の書面起案方式による場合又は文書管理システムによらず事案を処理する場合は、押印をしようとする文書等に決裁済みの原議書を添えて、管守者に提示し、審査を受け、承認を得なければならない。</u></p> <p>付 則 この規程は、公布の日から施行する。</p>	<p>(使用)</p> <p><u>第7条</u> 公印を使用するときは、<u>決裁済みの原議書を管守者に提出し、承認を得なければならない。</u></p>	<p>文書管理システムの申請、承認機能の導入に伴う規定の整備</p>

